

岩手県告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
宮古山口訪問看護ステーション	宮古市山口五丁目3番20号	精神通院医療	平成31年4月1日
矢巾西口薬局	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割312番地	精神通院医療	令和元年7月1日
しずくいし訪問看護ステーション心	岩手郡雫石町万田渡74番地1	精神通院医療	〃
れもん薬局	一関市山目字中野59番1	精神通院医療	〃
つくし薬局一戸店	二戸郡一戸町一戸字向町109番地2	精神通院医療	〃
ふくもりたこどもクリニック・アレルギー科	二戸郡一戸町一戸字向町109番地	精神通院医療	〃